

英国（ウィルトシャー州）からの家きんの輸入停止措置の解除について

英国ウィルトシャー州における鳥インフルエンザの清浄性について、英国家畜衛生当局からの情報により確認しました。このことから、同州に対する家きんの輸入停止措置を本日付けで解除しました。

1. 経緯

- (1) 平成 20 年 6 月、英国における強毒タイプの鳥インフルエンザ（H7N7 亜型）の発生を受け、我が国は同国からの家きん等の輸入を全面的に停止しました。
- (2) また、停止期間中であつた本年 6 月には英国のウィルトシャー州において弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H7 亜型）の発生が確認されました。
- (3) その後、本年 7 月、英国家畜衛生当局からの情報により、ウィルトシャー州を除く英国全体の清浄性を確認したことから、同州を除く英国全体に対する家きんの輸入停止措置を解除しました。（本年 7 月 27 日付けプレスリリース参照）

2. 対応

- (1) 今般、ウィルトシャー州における鳥インフルエンザの清浄性について、英国家畜衛生当局からの情報により確認したことから、同州に対する家きんの輸入停止措置を本日付けで解除しました。
- (2) なお、本年 9 月、英国のハンプシャー州において、弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5 亜型）の発生が確認されているため、同州に対する輸入停止措置は継続します。（本年 9 月 14 日付けプレスリリース参照）
 - ・ 発生国又は地域から家きん等の輸入を停止するのは、家きん等がウイルスに感染することを防止するためであり、食品衛生のためではありません。

関連資料：

- ・ 英国からの家きんの輸入一時停止措置の一部解除について（本年 7 月 27 日付けプレスリリース）
<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/eitai/090727.html>
- ・ 英国（ハンプシャー州）からの家きんの輸入一時停止措置について（本年 9 月 14 日付けプレスリリース）
http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/090914_1.html

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：伊藤、村井

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>